

令和元年度事故防止対策支援推進事業において実施する補助事業

(1) 先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援

- ①補助対象装置: 衝突被害軽減ブレーキ、ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置
車線維持支援制御装置、車両安定性制御装置、ドライバー異常時
対応システム、先進ライト、側方衝突警報装置
- ②補助率: 取得に対する経費の1/2(1/3)
- ③補助限度額(装置1台あたり)
- 衝突被害軽減ブレーキ
車両総重量 3.5t 超 20t 以下のトラック: 10万円
車両総重量 12t 以下のバス: 15万円(10万円)
 - ふらつき注意喚起装置・車線逸脱警報装置・車線維持支援制御装置
車両総重量 3.5t 超のトラック(13t超トラクタ含む)・バス・タクシー: 5万円(3万3千円)
 - 車両安定性制御装置
車両総重量 3.5t 超 20t 以下のトラック: 10万円
車両総重量 5t 超 12t 以下のバス: 10万円(6万7千円)
 - ドライバー異常時対応システム
バス: 10万円(6万7千円)
 - 先進ライト
車両総重量 3.5t 超のトラック(13t超トラクタ含む): 10万円
 - 側方衝突警報装置
車両総重量 3.5t 超のトラック: 5万円
バス: 5万円(3万3千円)
- ④同一車両に複数の装置を装着する場合の上限額
トラック: 15万円 バス: 30万円(20万円)
- ⑤受付期間: 令和元年 9月20日～令和元年12月20日
※()内は貸切りバス事業者のうち大企業の場合

(2) 運行管理の高度化に対する支援

- ①補助対象機器: デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダーであって、国
土交通大臣が選定したもの
- ②補助率: 取得に対する経費の1/3
- ③補助限度額(機器1台あたり)
- デジタル式運行記録計
車載器: 3万円 事務所機器: 10万円
 - 映像記録型ドライブレコーダー
車載器: 2万円(一部2.5万円) カメラ: 5千円 事務所機器: 3万円
- ④1事業者あたりの上限額: 80万円

⑤受付期間:令和元年 9月20日～令和元年12月20日

(3)過労運転防止のための先進的な取組に対する支援

①補助対象機器:下記の機器であって、国土交通大臣が選定したもの

○ITを活用した遠隔地における点呼機器

○運行中における運転者の疲労状態を測定する機器

○休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器

○運行中の運行管理機器

②補助率:取得に対する経費の1/2

③補助限度額:一部の機器に1台あたりの上限あり(詳細につきましてはHP参照)

④1事業者あたりの上限度額:80万円

⑤受付期間:令和元年 9月20日～令和元年12月20日

(4)社内安全教育の実施に対する支援

①補助対象コンサルティング:国土交通大臣が認定したコンサルティングメニュー

②補助率:コンサルティング利用に対する経費の1/3

③1事業者あたりの上限度額:100万円

④受付期間:令和元年 9月20日～令和元年10月31日

※先進安全自動車(ASV)の導入、運行管理の高度化及び過労運転防止のための先進的な取組に対する支援の補助対象は、平成31年4月1日以降に導入したものが対象となります。